



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
6月30日
第729号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 告 示
 - 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 1
 - 道路の供用開始 (道路保全課) 1
- 公 告
 - 緊急防災工事計画決定公告 (耕地課) 2
 - 都市計画決定の図書の写しの縦覧公告 (交通まちづくり政策課) 2
- 健康福祉事務所告示
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (湖東) 2
- 教育委員会訓令
 - ※滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正 (教育総務課) 3
- 公安委員会公告
 - 検定実施公告 (生活安全企画課) 3
- 警察本部公告
 - 令和8年度滋賀県警察官 (B) 採用試験公告の変更公告 (警務課) 5

告 示

滋賀県告示第304号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
児童発達支援・放課後等デイサービスPRIDEぷらす2号店	栗東市安養寺七丁目1-22	株式会社PRIDE	栗東市安養寺八丁目4-1	児童発達支援	2551200195	令和8.6.30

滋賀県告示第305号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月30日から令和8年7月14日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考

木之本高月線	長浜市高月町雨森字中瀬169番1地先から 長浜市高月町雨森字森前228番1地先まで	令和8.7.1 9時	L=199.0m
--------	--	---------------	----------

公 告

緊急防災工事計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定に基づき、県営土器地区土地改良事業(農地防災事業(ため池整備事業))に係る緊急防災工事計画を令和8年6月22日に定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 縦覧に供する書類 県営土器地区土地改良事業(農地防災事業(ため池整備事業))緊急防災工事計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課および東近江市農林水産部農村整備課
なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/351044.html>)でも閲覧することができる。
- 縦覧期間 令和8年6月30日から令和8年7月29日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年8月13日までに審査請求をすることができる。

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

多賀町が令和8年6月22日に決定した彦根長浜都市計画地区計画(多賀町月之木地区計画)に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

多賀町が令和8年6月22日に決定した彦根長浜都市計画地区計画(多賀SIC工業団地地区計画)に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年6月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第14号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年6月30日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平 野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
--------	---------	-----------------	------------	---------	-----------	-------

特定非営利活動法人滋賀リリースサポートセンター	彦根市芹町10番28-502号	たは開設者の氏名 特定非営利活動法人滋賀リリースサポートセンター 代表理事 山中幸造	彦根市芹町10番28-502号	訪問介護	2570200838	令和8.7.15
-------------------------	-----------------	---	-----------------	------	------------	----------

教育委員会訓令

滋賀県教育委員会訓令第3号

滋賀県教育委員会事務専決規程(平成21年滋賀県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

滋賀県教育委員会教育長 村井泰彦

別表第1事務局における共通専決事項の表21の部1の項中「所属」を「所管」に改め、同部7の項中「第15条第3項」を「第15条第2項」に改める。

別表第2第1号の表12の部4(3)の項を削り、同部4(4)の項中「第12条」を「第11条」に改め、同項を同部4(3)の項とする。

付 則

この訓令は、令和8年7月1日から施行する。

公安委員会公告

検定実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき次のとおり検定を実施する。

令和8年6月30日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

1 検定の種別、級、定員および実施期日

種 別	級	定員	実 施 期 日	
			学科試験	実技試験
交通誘導警備業務	2級	20人	学科試験	令和8年9月30日(水)午前10時から正午まで
			実技試験	令和8年11月20日(金)午前10時から午後5時まで
雑踏警備業務	2級	20人	学科試験	令和8年9月30日(水)午後2時から午後4時まで
			実技試験	令和8年11月5日(木)午前10時から午後5時まで
施設警備業務	2級	20人	学科試験	令和8年9月30日(水)午後2時から午後4時まで
			実技試験	令和8年11月13日(金)午前10時から午後5時まで

2 実施場所 蒲生郡日野町大字北脇1番3 滋賀県警察本部生活安全部機動警察隊

3 受検資格 滋賀県内に住所を有する者または滋賀県内の営業所に所属する警備員

4 事前申込み 検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。ただし、定員に達し次第、受付を締め切る。

(1) 受付期間 令和8年8月19日(水)から同月21日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 申込先等

ア 申込先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務担当室(電話 077-522-1231(代表))

イ 申出事項 申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

(ア) 検定の種別

(イ) 事前申込者の氏名および所属警備業者の営業所の名称

(ウ) 連絡先

(エ) 検定申請書を提出する警察署(滋賀県内に所在する警察署に限る。)の名称

5 検定申込み 受検者に決定した者は、次により検定申請書を提出し、検定手数料を納付すること。

(1) 提出期間 令和8年8月24日(月)から同月28日(金)までの午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 提出場所 4(2)イ(エ)で申し出た警察署の生活安全課または生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 写真2葉(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの)

ウ 次の書面のうち該当するもの1通

(ア) 滋賀県内に住所地を有する者 住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し、個人番号カード(表側に限る。)の写し、公的機関が申請者の住所地宛てに発行した郵便物等その他の住所地が明らかとなる書面)

(イ) 滋賀県内の営業所に所属する警備員 当該営業所に所属することを疎明する書面

(4) 申請の方法 検定を受検しようとする者は、(2)に示す場所に、(3)に掲げる書類を持参し、提出すること。

6 検定手数料 検定申請書提出時に、交通誘導警備業務2級にあつては14,000円、雑踏警備業務2級にあつては13,000円、施設警備業務2級にあつては16,000円を納付すること。なお、検定申請を受理した後は、納付した検定手数料は還付しない。

7 受検票の交付 申請を受理した警察署において、後日、受検票を交付する。

8 検定の方法 検定は、学科試験および実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。なお、実技試験を受検する者が実技試験の途中において合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、その者に対する試験を中断し、以後の実技試験を行わないことがある。

9 検定内容

(1) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

10 その他

(1) 検定当日の受付手続 検定当日は、開始時刻の30分前から開始時刻までの間に、試験会場において受付手続を

終えること。

(2) 携行品 検定当日は、受検票および筆記用具を必ず持参すること。なお、実技試験当日は、前記携行品に加え警笛、運動靴および雨衣を持参するとともに、警備員である受検者にあつては、制服および制帽を着用すること。

11 検定に関する問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課または滋賀県内に所在する警察署の生活安全課もしくは生活安全刑事課

12 その他 天災その他不可抗力の事態により、検定日、場所等を変更し、または検定を中止する可能性があるため、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。

警 察 本 部 公 告

令和8年度滋賀県警察官（B）採用試験公告の変更公告

令和8年3月1日付け令和8年度滋賀県警察官（B）採用試験公告の一部を次のとおり変更する。

令和8年6月30日

滋賀県警察本部長 池 内 久 晃

8 採用および給与等

変更前 (2) 採用後は、滋賀県巡査に任命され、滋賀県警察学校（全寮制）に入校し、約10か月間の初任教養を受けた後、各警察署に配置され勤務につきます。

変更後 (2) 採用後は、滋賀県巡査に任命され、滋賀県警察学校（全寮制）に入校し、約8か月半の初任教養を受けた後、各警察署に配置され勤務につきます。

